

査、監査の事後指導及び農協系統組織再編促進事業等に要する経費として、全国農協中央会に対して9年度5億8,782万円(農業協同組合相互扶助事業整備推進費4億8,243万円を含む。)を交付した。

3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、9年度においては6,739法人(前年度同期6,764法人)となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は2,431、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,224、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は3,084となっている。

また、作目別にみると単一作目が5,973法人で圧倒的に多く、複合作目は766法人である。単一作目では、畜産(酪農、養豚、養鶏、肉用牛等)(2,277法人)、野菜(794法人)、果樹(664法人)等が多い。

4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合は、農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業及び福祉事業を行うため、昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つである。(9年度末対象団体数：9,415団体、組合員数：489,880人、年金受給権者数：290,383人)。

昭和61年4月には全国民を対象とした基礎年金制度が導入され、農林漁業団体職員共済組合は、厚生年金保険等他の被用者年金制度と同様、基礎年金の上乗せ年金として給与比例の年金を給付することとなった。

また、平成6年には、21世紀の超高齢化社会を活力ある長寿社会にできるよう各被用者年金制度と同様に60歳台前半の年金の見直し、給付と負担の見直し、在職支給の見直し等を主な内容とする改正が行われた。

このほか、公的年金制度の一元化については、平成8年3月の閣議決定において、「構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等の分析を行い、被用者年金制度全体の中における位置づけについて検討を行う。」こととされている。

5 農協に関する調査研究

(1) 一 斉 調 査

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その組織、財務及び事業の概要を調査し、統計表とし

て公表した。8事業年度の各統計表の集計組合数は総合農協2,331、専門農協1,019、都道府県区域農協連合会236及び農事組合法人2,076であった。

(2) 経営分析調査

総合農協のうち163組合を抽出し、事業の部門別損益、経営諸指標の算出等組合の経営内容に関する分析調査を行い「農業協同組合経営分析調査報告書(平成8事業年度)」として公表した。

(3) 農業協同組合等現在数統計

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その現在数(10年3月31日現在)及び9年度における設立、合併及び解散の状況を調査し、公表した。

第5節 農業災害補償制度

1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法(昭和4年法律第19号)と農業保険法(昭和13年法律第68号)を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国の再保険を伴うものとして、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国の再保険を伴わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的(対象となる作物等)は、表11のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村(以下「組合等」という。)が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている。なお、任意共済にあっては国の再保険が行われないが、そのうち建物共済については、連合会は保険責任の一部を全国共済農業協同組合連合会の再共済に付している。

また、連合会及び組合等(以下「農業共済団体等」という。)の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、農業共済基金(農業共済基金法(昭和27年法律第202号)に基づき設立。国の出資38億円、連合会の出資18億円)が、農業共済団体等に対し、保険金等の支払財源が不足する場合等に融資を行っている。

表11 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共 済 目 的 (対象となる作物等)
農作物共済事業	水稻, 陸稻, 麦
蚕繭共済事業	春蚕繭, 初秋蚕繭, 晩秋蚕繭
家畜共済事業	牛, 肉牛の子牛及び胎児, 馬, 豚
果樹共済事業	うんしゅうみかん, なつみかん, 指定かんきつ, りんご, ぶどう, なし, もも, おうとう, びわ, か き, くり, うめ, すもも, キウイ フルーツ, パインアップル
畑作物共済事業	ばれいしょ, 大豆, 小豆, いんげ ん, てん菜, さとうきび, ホップ, 茶
園芸施設共済事業	特定園芸施設, 附帯施設, 施設内 農作物
任意共済事業	建物, 農機具その他上記以外の農 作物等

- (注) 1 農作物共済事業, 蚕繭共済事業及び家畜共済事業は, 原則としてその実施が義務付けられている。他の事業は, 地域の実態に応じて実施できる。
- 2 果樹共済事業には, 果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
- 3 指定かんきつとは, はっさく, ぼんかん, いよかん, ネーブルオレンジ, ぶんたん, たんかん, さんぼうかん, 清見, 日向夏, セミノール, 不知火及び河内晩柑を総称したものである。
- 4 特定園芸施設とは, 施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設(雨よけ施設等)をいう。また, 附帯施設及び施設内農作物は, 特定園芸施設と併せて加入することができる。
- 5 任意共済事業は, 農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり, 国の再保険, 共済掛金国庫負担等は行われていない。また, 任意共済事業として現実に共済目的になっているものは, 建物と農機具のみである。

2 制度の運営

(1) 平成9年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた措置

平成9年は, 水稻については, 田植期以降の低温, 日照不足のため生育の遅れが見られたが, その後の天候の回復により全国の作況指数は102の「やや良」となった。しかし, 一部地域では台風等による被害が発生した。陸稻については, 7月から8月にかけての高温, 少雨等により関東地方の一部で被害が発生した。麦については, 北海道で収穫期の低温及び断続的な降雨により穂発芽などが発生し, 大きな被害となった。水稻については新潟県に, 麦については長野県, 長崎県及び大分県において, 広範囲にわたり政府買入基準に達しない低品質米及び麦が発生したため, これらを減収

量とみなす「損害評価に関する特例措置」を講じた。

水稻及び麦以外では, 異例に早い6月の台風第7・8号の上陸など台風が多く, 果樹, 畑作物, 園芸施設等に地域的に大きな被害が生じた。また, 果樹については, 1, 2月の低温4月の降霜による凍霜害, また, 台風の影響により落果等の被害が発生した。この他, 降ひょうによる被害がなし等に発生した。

これらの被害に対して農業共済団体等を指導し, 損害評価を迅速かつ的確に行い, 共済金の支払いを早期に行った結果, 9年産(度)の被害に係る支払共済金は, 概ね836億円となった。

(2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会(会長佐野宏哉)は, 農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており, 農業災害補償法, 森林国営保険法(昭和12年法律第25号), 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)及び漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)により, 当該審査会の権限に属させた事項を処理することとされている。

農林漁業保険審査会には, 森林保険部会, 農業共済再保険部会, 漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれているが, 8年度における開催状況及び議題は次のとおりである。

ア 9年4月24日 農林漁業保険審査会

「委員の所属部会について」

「部会長の互選について」

イ 9年11月27日 農業共済再保険部会

「果樹共済掛金標準率の算定方式について」

「畑作物共済掛金標準率の算定方式について」

イ 10年1月28日, 29日 農業共済再保険部会薬価基準小委員会

「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準及び薬価の算定方法について」

(3) 農作物共済及び園芸施設共済の料率の

一般改定並びに家畜共済の料率の全面改定

料率改定期に当たる果樹共済及び畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式について, 農林水産大臣が農林漁業保険審査会に諮問したところ, 諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け, 果樹共済については10年1月21日付け農林水産省告示第133号, 畑作物共済については同日付け同第134号をもって共済掛金標準率等が告示され, 果樹共済については10年2月1日以降の引受けに係る共済関係から, 畑作物共済については10年産以降の共済関係から, それぞれ適用することとされた。

(4) 家畜共済の診療点数表及び

同付表薬価基準表の改定

平成9年4月1日からの消費税率の引上げ、並びに新種医薬品の開発並びに価格の変動等に対処するため、家畜共済診療点数の本表及び同表の付表の薬価基準表が9年3月17日付け農林水産省告示第393号をもって改定され、9年4月1日以降の診療から適用することとされた。

ア 診療点数表の改定

診療点数表の本表は、診療の実態等に対処するため、家畜共済の料率改定に合わせて3年ごとに改定を行うこととされている。本年度はその改定期ではないが、9年4月1日より消費税率が3%から5%に引き上げられるに伴い、その引上げ分を診療点数（診療技術料点数（B-A種点数）及び医療用直接費点数（A種点数））に適切に反映させるため、全面改定が行われた。

イ 薬価基準表の改定

薬価基準表については毎年全面改定を行うこととされており、今回は消費税率の改定に加えて、前回の改定後の新種医薬品の開発及び薬価の変動等に対処するため、農林漁業保険審査会農業共済再保険部会薬価基準小委員会が開催（9年1月29、30日）され、その答申を受け、8年12月31日までに製造（輸入販売）許可のあった医薬品を対象に、全面改定が行われた。

(5) 農作物共済の水稲病虫害防止費補助金

水稲病虫害防止費補助金は、水稲病虫害事故除外方式の指定を受けた地域の全部又は一部をその区域に含む組合等に対し、昭和39年度から交付されている。水稲病虫害事故除外方式の地域指定に当たっては、病虫害防止のため必要な設備及び防除体制が整備され、病虫害の防止が適正に行われる見込みがある地域をその区域に含む組合等の申請に基づき、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定することとされており、指定を受けた地域では共済事故のうち病虫害（いねしらはがれ病菌、いねおうかいしゅく病菌、いねもみがれさいきん病菌、いねようしょうかつぺん病菌による病害を除く。）を共済事故としないこととされている。

水稲病虫害防止費補助金の9年度における実績は、17県73組合等、3億9,684万円（1組合当たり544万円）となっている。

(6) 家畜共済の特定損害防止事業

家畜の共済事故による損害を防止し、共済、保険及び再保険事業の収支の安定を図るため、連合会の行う特定損害防止事業に交付金を交付しており、その対象、疾病は、乳用牛については繁殖障害、ケトン病、金属異物性疾患、肝蛭症、乳房炎及びピロプラズマ症、肉

用牛については繁殖障害、金属異物性疾患、肝蛭症、尿石症及びピロプラズマ症、馬については骨軟症である。平成8年度においては、全都道府県で、乳用牛127万頭、肉用牛69万3千頭、馬7千頭を対象に事業が実施され、8億1,964万円が交付された。

(7) 家畜共済の特定損害防止事業

家畜の共済事故による損害を防止し、共済、保険及び再保険事業の収支の安定を図るため、連合会の行う特定損害防止事業に交付金を交付しており、その対象疾病は、乳用牛については繁殖障害、ケトン病、金属異物性疾患、肝蛭症、乳房炎及びピロプラズマ症、肉用牛については繁殖障害、金属異物性疾患、肝蛭症、尿石症及びピロプラズマ症、馬については骨軟症である。平成8年度においては、全都道府県で、乳用牛127万頭、肉用牛69万3千頭、馬7千頭を対象に事業が実施され、8億1,964万円が交付された。

3 農業共済団体等の組織の現状及び
運営指導

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、9年4月1日現在で組合等数696、うち組合401、共済事業を行う市町村295となっている。農業共済事業の効率的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は464（うち郡の区域を超える組合等数は113）となっている。

(2) 運 営 指 導

9年4月15日に都道府県主管課長及び共済担当者を集め、8年度における農業共済事業の運営方針について説明するとともに、農業共済団体等に対する指導を指示した。また、4月16日には連合会参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象とした検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

4 事 業 の 実 績

(1) 農業共済再保険特別会計

この会計は、農業共済再保険特別会計法（昭和19年法律第11号）に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業

務勘定の6つの勘定に区分されている。9年度における各勘定の収支の概要は、次のとおりである。(計数は単位未満切捨てによる。)

ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入100億6,923万円、預託金利子収入2億2,857万円の合計102億9,780万円であったが、他の勘定において再保険金支払財源に不足を生じなかったため繰り入れを要しなかったので支出は皆無であり、全額翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

イ 農業勘定

当勘定の収支は表12のとおりであり、収入1,067億2,545万円、支出1,066億867万円、差引1億1,678万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額1億1,678万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると差額はなかったため、このまま決算を結了した。

ウ 家畜勘定

表12 9年度農業勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
再保険料	9,318,273
一般会計より受入	45,051,791
前年度繰越資金受入	128,837
借入金	52,215,502
雑収入	11,052
計	106,725,456
支 出 (B)	
再保険金	2,801,902
水稻病虫害防止費補助金	396,838
農業共済組合連合会等交付金	8,104,657
国債整理基金特別会計へ繰入	95,305,274
計	106,608,673
差引過不足金 (C=A-B)	116,783
次年度繰越未経過再保険料 (D)	116,783

表13 9年度家畜勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
再保険料	504,977
一般会計より受入	38,531,450
前年度繰越資金受入	16,316,128
雑収入	357,087
計	55,709,643
支 出 (B)	
再保険金	24,976,659
家畜共済損害防止事業交付金	819,636
農業共済組合連合会等交付金	6,590,299
計	32,386,594
差引過不足金 (C=A-B)	23,323,049
次年度繰越未経過再保険料等 (D)	16,372,441
積立金 (C-D)	6,950,608

当勘定の収支は表13のとおりであり、収入522億7,722万円、支出316億9,662万円、差引205億8,059万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額142億514万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると63億7,545万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

エ 果樹勘定

当勘定の収支は表14のとおりであり、収入89億9,855万円、支出13億6,802万円、差引76億3,053万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額35億7,370万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると40億5,682万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定からの繰入金の償還に充てることとして決算を結了した。

オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は表15のとおりであり、収入50億3,227万円、支出32億7,661万円、差引17億5,660万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額6億6,028万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると10億9,537万円の剰余となる。この剰余金は積立金

表14 9年度果樹勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
再保険料	22,818
一般会計より受入	5,370,414
前年度繰越資金受入	3,562,039
雑収入	43,287
計	8,998,558
支 出 (B)	
賠償償還及払戻金	1
再保険金	638,515
農業共済組合連合会等交付金	2,683,103
計	3,276,619
差引過不足金 (C=A-B)	1,755,660
次年度繰越未経過再保険料 (D)	660,289
再保険金支払基金勘定へ繰入 (C-D)	1,095,371

表15 9年度園芸施設勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
一般会計より受入	3,909,644
前年度繰越資金受入	790,054
雑収入	332,581
計	5,032,279
支 出 (B)	
再保険金	638,515
農業共済組合連合会交付金	2,683,103
計	3,276,619
差引過不足金 (C=A-B)	1,755,660
次年度繰越未経過再保険料等 (D)	660,289
積立金 (C-D)	1,095,371

表16 農作物共済・蚕繭共済・家畜共済・果樹共済・畑作物共済及び園芸施設共済の実績（9年産（度））

事業の種類	引 受 戸数等	引 受 面積等	共済金額	共 済 掛 金				共済金	再 保 険 金
				総額		農家負担 国庫負担			
				百万円	百万円	百万円	百万円	%	百万円
農 作 物 共 済	2,702千戸	1,929千ha	1,776,698	66,350	35,323	33,547	50.5	2,324	10,087
水 稲	2,588	1,756	1,707,375	56,671	31,026	28,335	50.0	12	55
陸 稲	4	1	311	84	31	42	50.0	0	108
麦	110	171	69,299	9,595	4,266	5,170	53.9	2,312	9,925
蚕 繭 共 済	14千戸	65千箱	2,767	101	43	51	50.0	1	1
春 蚕	5	23	1,054	33	14	17	50.0	0	1
初 秋 蚕	4	19	763	23	11	12	50.0	0	0
晩 秋 蚕	5	23	951	45	19	22	50.0	0	0
家 畜 共 済	163千戸	5,401千頭	766,343	67,427	34,301	32,730	48.5	24,357	24,912
乳 用 牛	34	1,666	317,754	42,841	21,432	21,226	49.5	15,4536	15,982
肉 用 牛 等	121	2,401	374,140	20,472	10,447	9,819	50.0	17,694	6,934
馬	5	45	51,021	1,682	968	720	42.8	1,764	773
種 肉 豚	3	156	8,089	1,280	760	504	39.4	1,066	530
肉 豚	1	1,132	15,340	1,151	693	460	40.0	1,198	666
果 樹 共 済	116,833戸	56,298a	148,115	8,199	4,345	4,099	50.0	1,928	353
収 穫 共 済	111,664	54,707	139,075	8,095	4,294	4,047	50.0	1,880	353
うんしゅうみかん	23,306	13,444	28,488	2,001	1,155	1,001	50.0	190	0
な つ み か ん	1,467	801	1,762	144	73	72	50.0	229	126
指 定 か ん き つ	11,571	6,083	12,033	976	500	488	50.0	805	119
り ん ご	24,251	15,673	38,329	1,579	751	790	50.0	251	35
ぶ ど う	9,381	2,506	9,053	445	227	223	50.0	153	8
な し	14,445	5,892	25,594	1,183	626	591	50.0	479	127
も も	5,215	1,316	5,583	354	168	177	50.0	304	98
お う と う	2,905	519	1,897	137	84	68	50.0	31	0
び わ	403	82	249	29	21	15	50.0	41	16
か き	8,142	3,349	6,824	502	276	251	50.0	208	53
く り	3,461	2,752	844	98	66	49	50.0	60	10
う め	3,392	1,601	7,027	492	284	246	50.0	128	0
す も も	1,758	280	706	85	34	42	50.0	36	5
キウイフルーツ	1,909	374	667	67	29	33	50.0	26	-
パインアップル	58	35	18	3	0	1	50.0	2	1
1 樹 体 共 済	5,169	1,591	9,041	104	52	52	50.0	47	0
うんしゅうみかん	604	216	438	7	4	4	50.0	0	0
指 定 か ん き つ	69	33	131	2	1	1	50.0	-	-
り ん ご	482	178	1,025	13	6	7	50.0	8	0
ぶ ど う	597	148	599	9	4	5	50.0	2	0
な し	1,792	682	4,030	26	14	13	50.0	8	0
も も	89	18	62	2	1	1	50.0	1	0
お う と う	1,077	187	2,528	42	21	21	50.0	28	0
か き	441	120	224	2	1	1	50.0	-	-
く り	18	10	4	0	0	0	50.0	0	0
畑 作 物 共 済	85,436戸	171,023ha	129,126	9,483	4,234	5,215	55.0	4,417	25
ば れ い し ょ	10,242	46,209	42,000	2,632	1,234	1,448	55.0	677	25
大 豆	37,321	24,209	10,316	1,213	569	667	55.0	567	
小 豆	10,600	21,115	11,872	2,284	1,040	1,256	55.0	1,766	
い ん げ ん	4,225	11,016	4,622	827	297	455	55.0	124	
て ん 菜	9,978	56,883	49,122	1,922	855	1,057	55.0	947	
ホ ッ プ	654	392	1,310	84	35	46	55.0	27	
さ と う き び	10,894	10,358	8,682	458	178	252	55.0	283	
茶	1,522	842	1,202	62	26	34	55.0	25	
園 芸 施 設 共 済	708千棟	24,405ha	426,991	7,330	3,594	3,659	49.9	4,448	627

(注) 1 果樹共済の収穫共済のなつみかん及び指定かんきつは10年産であり、樹体共済は8年度引受に係る数値である。

2 引受戸数については、引受対象または引受期間ごとの数値を合算した延べ数である。

3 表中「-」は事実のないもの、「0」は表示単位に満たないものである。

4 果樹共済のうんしゅう、指定かんきつ、かき、キウイフルーツ、パインアップルの共済金、再保険金については10月5日現在値で確定値ではない。

表17 任意共済の実績 (9年度見込)

事業の種類	引受数	共済金額 百万円	共済掛金 百万円	事務費賦課金 百万円	支払共済金 百万円
任意共済		58,026,605	48,934	24,269	26,319
建物共済	6,517,105(棟)	56,873,003	34,794	22,785	24,106
農家建物損害共済	6,516,226	56,853,959	34,786	22,781	24,105
団体建物火災共済	879	19,044	8	4	1
農機具共済	798,694(台)	1,153,602	14,140	1,484	2,213
農機具損害共済	682,266	1,072,598	2,503	1,160	2,053
農機具更新共済	116,428	81,004	11,637(減価部分含む)	324	160(減価部分含まず)

として積み立てることとして決算を結了した。

カ 業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入14億49万円、雑収入等4万円の合計14億53万円、支出は農業共済再保険業務費14億53万円であり、差引231円の剰余となる。この剰余金は翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

(2) 農業共済事業の実績

8年産(度)における農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の実績は、表16のとおりである(任意共済の実績については、表17のとおり)。

共済掛金は合計で1,605億円であり、このうち国庫負担は802億円、農家負担は803億円となっている。

災害のため、農家に支払った共済金は合計で1,085億円であった。

(3) 農業共済基金の事業実績

9年度における農業共済基金の事業実績は次のとおりである。

ア 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、積立金等25億8,146万円の計81億8,146万円であった。

イ 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された33億6,084万円と、当期中に貸し付けた35億4,941万円の計69億1,026万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数20、貸付件数は89件であった。

ウ 回収

回収金総額は35億8,973万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は33億2,052万円となった。

エ 当期損益

当期における収入総額3億2,058万円に対し、支出総額は3億3,457万円で差引1,398万円の損失であった。

第6節 農林水産物の輸出入

1 農林水産物の輸出条件の整備

(1) 事業の趣旨

近年の輸入自由化を含む経済、社会の国際化の進展に対応して真に農林水産物の国際化を図るためには、輸出の振興も重要な課題となっている。

しかし、農林水産物の輸出に当たっては、各国消費者の嗜好の把握、有効な販売手法の確立、輸出国の検疫条件等への適合など多くの課題が山積しており、個々の地方自治体や農林水産物団体等の努力だけでは対応しきれない状況にある。

このため、農林水産省においては各種の輸出促進対策を講じ、輸出関係者を積極的に支援していくとともに、これを通じて農山漁村の活性化を図ることとしている。

(2) 事業内容

平成9年度において、各局庁で具体的に実施された輸出促進対策は以下のとおりである。

ア 輸出活動高度化促進事業(経済局)

海外の国際食品見本市への参加、小売店でのテスト販売において、実演、試食等による商品の紹介、マスメディアを利用したPR等の効果的な販売促進活動を実施し、我が国農林水産物の輸出販路の拡大・定着の推進を図った。

イ 輸出関連情報収集・提供基盤整備事業(経済局)

輸出を行うに当たって必要となる基礎的な諸外国の輸入制度、市場動向等の輸出関連情報を収集し、輸出関係者に情報を提供するための体制の整備を進めた。

ウ 農林水産物輸出振興体制整備等推進事業(経済局)

輸出に関する情報の提供及び輸出に当たっての問題点・課題等の討議の場を設定し、地方レベルの輸出関係者の組織化等を推進した。

エ 農林水産物貿易円滑化推進事業(経済局)

表18 輸出振興予算の推移

事業名 (事業主体)	予算額		事業の概要
	8年度	9年度	
1. 輸出活動高度化促進事業費	47,154	44,110	国際食品見本市等での販売促進活動の実施による輸出販路の拡大・定着
2. 輸出関連情報収集・提供基盤整備事業費	9,463	9,351	輸出関連情報を収集し、提供するための体制の整備
3. 農林水産物貿易特別対策	55,957	1,565	
(1) 農林水産物輸出関連情報海外調査事業費	18,033	0	海外の輸出関連情報を統一的に収集
(2) 農林水産物輸出振興体制整備等推進費	1,706	1,565	地方レベルにおける輸出関係者の組織化の推進
(3) 輸出促進手法改善検討・普及事業費	36,218	0	海外で行う販売促進活動の問題点・改善点を分析し、有効な販売促進活動のあり方を提案
4. 農林水産物貿易円滑化推進事業費	0	55,978	国際食品見本市における体系的な手法による日本食品の普及及び海外の貿易情報の収集等の調査
5. 海外展開推進事業費	192,092	193,675	海外の現地百貨店等で短期アンテナショップを開催するほか、現地にフードコンサルタントを設置し海外市場開拓を推進
6. 果実需要安定対策推進指導費のうち果実輸出振興対策推進費	3,544	3,180	既輸出先市場への安定供給、新市場の開拓及び国産果実の優位性を強調した消費宣伝の実施等のための協議会の開催等
7. 輸出検疫対象重要病害虫対策費	22,604	23,028	
(1) 高度検疫条件対策費	14,062	14,326	輸入国から厳重な検疫条件を要求されている品目について、輸出検疫の厳密な実施
(2) 果実害虫処理技術確立費	8,542	8,702	諸外国が重要としている病害虫の完全な検疫措置の基本となる殺虫技術の確立
8. 輸出検疫病害虫無発生地域確立事業費	28,088	25,279	検査・消毒等の手続きを一切要さず、低コストでの輸出が可能となる、病害虫無発生地域（ペストフリーエリア）の確立による輸出条件の整備
9. 新市場開拓推進事業費	3,932	3,581	水産缶詰等の加工品について海外での市場開拓を推進するため試食展示会開催等の普及啓発活動を実施

国際食品見本市の場を活用し、体系的な手法による日本食品の普及活動の展開及び海外の貿易情報を収集するための調査を実施し、日本食品の輸出の促進を図った。

オ 海外展開推進事業（食品流通局）

海外の百貨店、スーパーマーケット等に地域食品のアンテナショップを設置し、展示・販売、市場調査を実施し、現地のニーズの把握及び販路開拓を行った。また、アンテナショップに併せて現地にフードコンサルタントを設置し、消費者・実需者の要望等への的確な対応、現地の外食産業等との連携による継続的な展開を行った。

カ 果実輸出振興対策推進費（農産園芸局）

我が国果樹農業の活性化を図るためには、果実の輸出振興が極めて重要であることから、海外市場への安定的供給及び品質面での優位性を前面に出した効率的消費宣伝の実施等のため、果実輸出振興対策協議会を設置して輸出用果実の生産、出荷及び販路拡大方策等についての協議等を実施した。

キ 輸出検疫対象重要病害虫対策事業（農産園芸局）

（イ）高度検疫条件対策事業

米国向け二十世紀梨及びEU向け根付き植物等、輸入国から厳重な検疫条件を要求されている品目について輸出検疫を厳密に実施した。

（イ）果実害虫処理技術確立事業

諸外国が重要としている病害虫の完全な検疫措置の基本となる殺虫技術の確立を図った。

ク 輸出検疫病害虫無発生地域確立事業（農産園芸局）

生産地においてモデル地区を設定し、病害虫分布調査、同定診断技術の開発、濃密防除、緩衝地区の設置、定期的なトラップ調査、生果実調査等のモニタリング等を実施し、検疫病害虫の無発生地域（ペストフリーエリア）確立のための実証展示等を行った。

ケ 新市場開拓推進事業（水産庁）

水産缶詰等の加工品について海外での市場開拓を推進するため試食会の開催等の普及・啓発活動を実施した。

2 関税（平成10年度当省関係品目の改正概要）

（1）10年度の関税率等の概要

10年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、9年9月24日、大蔵大臣から、「最近における経済情勢の変化に対応し、関税率等をいかに改めるべきか」について関税率審議会に諮問され、これを受けて、9年11月18日の調査部会及び9年12月18日の同部会の審議を経た後、9年12月18日の関税率審議会総会で答申された。その後、この答申に基づき、「関税定率法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、10年4月1日（一部は10年5月1日）から施行された。

（2）農林水産関係品目の関税改正の概要

ア 砂糖の関税引下げについて（表19参照）

砂糖は、さとうきび、てん菜などを原料とする甘味料であり、化学的には、ぶどう糖と果糖からなる二種類で、ショ糖という名称になっている。さとうきびから粗糖が製造されるが、粗糖には不純物が多く含まれており、さらに精製され、精製糖（上白糖、グラニュー糖等）として消費される。

我が国の砂糖価格は、近年低下傾向にあるものの、欧米諸国と比較すると、なお相当程度の内外価格差があり、消費者、食品製造業者等のユーザー及び砂糖業界からの要請に応え、内外価格差を縮小させるために、粗糖関税を引き下げることとした。

なお、今回の関税引下げは、8年度の関税率審議会調査部会における「粗糖関税については、砂糖の内外価格差を計画的に縮小するため、平成10年度においても平成9年度と同程度の引下げについて検討を行い、早急に当部会に諮るよう要望する。」との附帯決議を受けたものである。

イ カムカムに係る特惠税率の新設（表20参照）

カムカムは、ペルー及びブラジルのアマゾン地帯に自生するフトモモ科の灌木で、果実はゴルフボール大の赤紫色、果肉はピンク色を呈し、果実のビタミンC含有量が高く、ペルーにおいて食品の原料として利用

されている。また、ペルーにおいては、コカ葉（コカインの原料）の代替作物として生産が奨励されている。

今回、原産国であるペルーが輸出奨励のために特惠税率の新設を要望していること、カムカムはコカ葉の代替作物であり麻薬対策という観点からも重要な産品であること、及び国内生産がないことから、特惠税率を新設することとした。

ウ ごぼうの関税率の維持（表21参照）

ごぼうについては、HS分類で「医薬用の植物等（12類及び20類）」から「食用の野菜、根等（7類）」に分類変更されることが関税協力理事会（WCO）において決められていることから、7類において、ごぼうに対応する税細分を設け、現在適用されている税率を設定することとした。

（3）その他の主な品目の関税改正の概要

ア 個別品目の関税率の引下げなど

蒸留酒の関税引下げ

平成8年11月にWTOで採択されたパネル／上級委員の報告において、我が国の焼酎等の蒸留酒の酒税制度は、ガット第3条（内国民待遇）違反とされ、その是正措置を平成10年2月1日までに実施しなければならないとの仲裁判断がなされた。これらの報告及び仲裁判断を受けて、酒税格差の是正措置及び期限までに完全実施することができないための代償措置等について、米国、カナダ及びEUと交渉を行った。

これらに基づき、代償措置として、蒸留酒の関税を段階的に引下げ、撤廃することとした。

イ 暫定税率の適用期限の延長

10年3月31日に暫定税率の適用期限が到来する関税暫定措置法別表第1に掲げる品目は171品目であったが、これらについては、10年度においても引き続き現行税率を継続することとした。

（4）法律、政令、省令の改正の概要

ア 関税暫定措置法の改正（沖縄振興策に係る改正）

沖縄県の振興開発を図るために、県からの要望を受けて、以下のとおり制度を新たに設け、平成10年6月29日から実施した。

表19 砂糖の関税率の改正

税 番	品 名	現 行 税 率	改 正 税 率
1701.11-1(1)	粗糖（甘しゃ糖、糖度98.5度未満） 分みつ糖 粗糖（てん菜糖、糖度98.5度未満）	15円/kg （基本税率）	10円/kg （基本税率）
1701.11-2 1701.12-2 1701.99-2	粗糖（甘しゃ糖、糖度98.5度以上） 粗糖（てん菜糖、糖度98.5度以上） 精製糖（糖度99.5度以上）	32円/kg （基本税率）	28.5円/kg （基本税率）

表19 砂糖の関税率の改正

税 番	品 名	現 行 税 率	改 正 税 率
1701.91	香味・着色糖	53.65円/kg (暫定税率) ↓ 平成12年度 50.48円/kg	50.15円/kg (暫定税率) ↓ 平成12年度 46.98円/kg
1701.99-1	氷・角砂糖等	53.65円/kg (暫定税率) ↓ 平成12年度 50.48円/kg	50.15円/kg (暫定税率) ↓ 平成12年度 46.98円/kg
1702.90-1ex	その他の砂糖 分みつ糖	30.0% (暫定税率) ↓ 平成12年度 28.3%	28.5% (暫定税率) ↓ 平成12年度 26.8%
1702.90-2ex 2106.90-2 (2)Aex	砂糖水 分みつ糖のもの 糖水 分みつ糖のもの	29.7%又は21.93 円/kgのうちいずれ か高い税率(暫定税 率) ↓ 平成12年度28.0%又 は20.60円/kgのう ちいずれか高い税率	27.9%又は19.53 円/kgのうちいずれ か高い税率(暫定税 率) ↓ 平成12年度26.2%又 は18.20円/kgのう ちいずれか高い税率

(注) 糖化安定法上、粗糖は糖度98.5度未満、精製糖は糖度98.5度以上とされており、関税率の水準もこれに合わせたものとしている。

表20 カムカムに係る特惠税率の新設

税 番	品 名	現 行 税 率 (特惠税率)	改 正 税 率 (特惠税率)
0811.90-2 (4)ex	その他の冷凍果実及び冷凍ナット カムカム	—	3.6%
2008.99-2 (2)A(b)ex	その他の果実等の調製品(無糖) (パルプ状) カムカム	—	3.6%
2008.99-2 (2)B(d)ex	その他の果実等の調製品(無糖) (パルプ状以外) カムカム	—	3.6%

表21 ごぼうの関税率の維持

税 番	品 名	現行税率	改正税率
0706.90ex	その他の食用の根(生鮮及び冷蔵) ごぼう	— (特惠税率)	無 税 (特惠税率)
0710.80ex	その他の野菜(冷凍) ごぼう	10% (基本税率)	20% (基本税率)
0711.90-2ex	その他の野菜(一時保存) ごぼう	10% (基本税率)	20% (基本税率)

(注) 現行税率は、分類変更後における税番の税率。

(参考) ごぼうの分類変更

区 分	現行分類	分類変更後
生鮮及び冷蔵	1211.90-4 (基本) 5% (特惠) 無税	0706.90 (基本) 5%
冷凍	2008.99-2(2)B(d) (基本) 20%	0710.80 (基本) 10%
一時保存	2008.99-2(2)B(d) (基本) 20%	0711.90-2 (基本) 15%

① 沖縄の自由貿易地域に所在する保税工場において、原材料である一定の外国貨物を加工して製造された製品を輸入する場合は、輸入者の選択により輸入申告の時点と保税工場に原材料である外国貨物を置くことが承認された時点とのいずれかの時点の貨物の現況によることができる選択課税制度を新設した。

なお、農林水産物については、原則として、輸入割当品目、国家貿易品目、関税割当品目及び価格安定制度適用品目については、選択課税制度の適用除外とした。

② 沖縄県から出域する者がその出域の際に、税関長の承認を受けた小売店で、携帯して移出する一定の物品を、関税を免除した価格で購入できる制度を創設した。

なお、一人当たりの購入額の上限を20万円とした。

イ 関税暫定措置法施行令の改正（特惠関税制度に係る改正）

特惠適用除外措置の実施

最近の特惠受益国・地域の経済発展の程度や我が国産業界の事情、より発展段階の低い国・地域に対する利益の拡充、他の特惠供与国の動向等を勘案して、先進国並に経済が発展した特惠受益国・地域については、特惠関税の対象から除外することとした。

ただし、対象受益国・地域に与える影響を緩和するため、以下のように、部分的な措置から段階的に実施することとした。（なお、平成10年4月1日時点で、最

初に特惠受益国・地域の指定を受けてから、10年を経過していない国・地域については、指定の日から10年が経過するまでは、本措置を適用しない。）

① 部分適用除外（国別品目別適用除外）

98年度より、我が国が特惠関税を供与している国・地域のうち、当該年度の前年に国際復興開発銀行が公表する統計において「高所得国」に分類される国・地域について、貿易統計において当該国からの輸入額が、我が国の当該品目の総輸入額の25%を超え、かつ10億円を超えている品目に限定して、特惠適用除外を実施する。

② 全面適用除外（国別適用除外）

2000年度より、我が国が特惠関税を供与している国・地域のうち、当該年度の前年までの3ヶ年の国際復興開発銀行の統計において、同期間連続して「高所得国」に分類されている国・地域について、当該国・地域を原産地とする全品目について、特惠適用除外を実施する。

ウ 関税割当制度に関する政令の改正（表22参照）

本制度の対象品目は、7年度の改正において、ウルグアイ・ラウンド合意において国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保を基本的に関税割当制度により行うこととしたこと等から、21品目に拡大された。今回の改正においては、対象品目に変更はなく、関税率審議会の答申に沿った関税割当数量を定めることとした。

表22 10年度の関税割当数量一覧表（農林水産省所管品目）

1. 従来からある品目

品 名		1次税率	2次税率	割 当 数 量	
				9年度	10年度
ナチュラルチーズ		無税	31.5%	56,300	56,600
とうもろこし	コーンスターチ用	無税	50%又は 12円/kgの高い方	3,951,000 (2,077,600)	4,012,600 (2,109,800)
	単体飼料用(加熱圧ぺん)			91,600 (62,400)	20,600 (10,300)
	単体飼料用(丸粒)			295,600 (153,500)	231,800 (118,600)
	特定用途用			108,200 (49,700)	122,100 (63,300)
	その他用	10%		300,100 (155,600)	273,100 (144,800)
麦芽		無税	22.53円/kg	810,000 (42,800)	832,900 (46,100)
アルコール製造用糖みつ		無税	16.20円/kg	35,700 (20,600)	34,800 (19,400)
無糖ココア調製品		無税	22.5%	18,700	18,400
トマトピューレ・トマトペースト		無税	19.0%あるいは17.3%	36,000	36,500
パイナップル缶詰		無税	35円/kg	50,000	48,300